

地域との共働の手引

福岡市は、「自治協議会制度」を中心とした新しいコミュニティ施策を平成 16 年度から実施し、地域の自治及び住民との共働によるまちづくりを推進しています。

この冊子は、地域とともに住みよいまちをつくっていくために、すべての職員が備えておくべき事柄をまとめたものです。

< 目 次 >

「住みよいまち」をつくっていくために ……	1
福岡市のコミュニティ施策 ……	3
コミュニティと真に共働する市役所へ ……	5
資料編 ……	9

平成 21 年 11 月

福 岡 市

「住みよいまち」をつくっていくために

暮らしを支える地域活動

地域活動は、だれもが安全・安心に、そして快適に暮らしていくために、欠かせないものです。

例えば、朝の通学路。住民の皆さんが、「交通安全」と書いた黄色い旗を手に、横断歩道を渡る子どもたちを誘導しています。

また、公園や道路では清掃活動が行われ、まちかどに設置されたりサイクルステーションでは、資源物が分別・回収されています。

回覧板が家から家へと手渡され、生活に必要な情報が各家庭に伝えられると同時に、高齢者の安否確認にも一役買っています。夜になると、自治会・町内会が設置している防犯灯が暗い道を照らし、住民の安全を守っています。

こうした風景は、当たり前すぎて普段あまり意識することがないかもしれません。しかし、日々の暮らしは、このような地域の地道

な活動に支えられているのです。

重要性を増す「自治」と「共働」

近年、少子高齢化など、社会の情勢が大きく変化する中、市民の暮らしを取り巻く課題は、ますます複雑化・多様化しています。

高齢者や子どもに関する問題、防犯や防災、環境への取り組みなど、個人・家庭のレベルではなく「公益」「公共」の範囲に属する事柄でありながら、行政だけでは対応が難しかったり、時間がかかったりする問題、多くの人が一緒に取り組まなければ十分な効果が得られない問題が増えてきました。

こうした事柄に対応していくためには、行政だけでなく、住民、企業、NPO、学校など、あらゆる主体が知恵や力を合わせて共に取り組むこと、すなわち「共働*1」が重要になっています。これは、単に行政の財政上の事情ではなく、それぞれが担い手になれば、より状況に合ったきめ細かな取り組みがで

自治協議会の活動内容

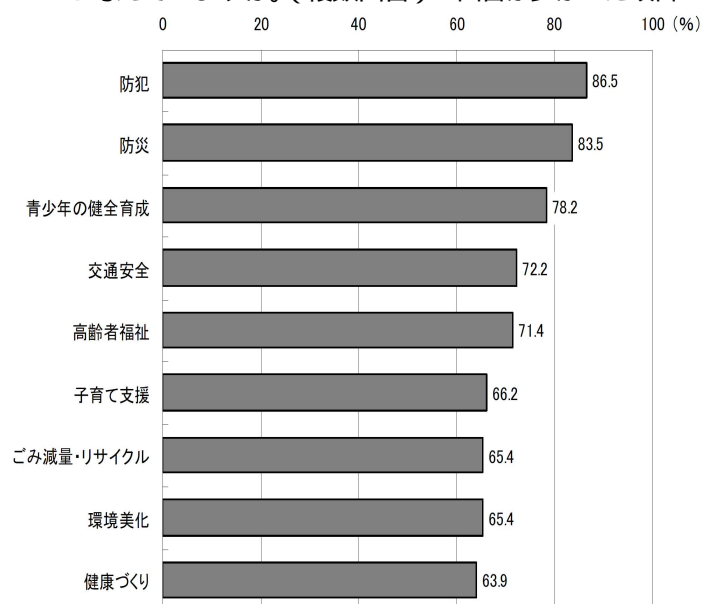
自治協議会はさまざまな活動を行っていますが、その中でも、大きなテーマになっているのが「安全・安心」です。

平成18年度の「自治協議会等アンケート」によると、83.5%の校区で「防犯パトロール」、68.4%の校区で「通学路の見守り」が行われていました。また、今後活動に取り組みたい分野として、多くの校区が「防犯」「防災」を上げていました。

[調査の概要]

- ・対象者：自治協議会等会長 147人
- ・実施時期：平成18年7月～8月
- ・回答件数：133/147

問 今後、どのような分野の活動に積極的に取り組みたいと考えていますか。(複数回答) 回答が多かった項目



き、さらにそれが活発な活動を促して、大きな成果をあげることができるからです。

特に、地域は、地理や歴史、住民の考え方がそれぞれに異なっている上に、住民の活動が、まさにそこに暮らす住民自身の日常生活に直接反映されるところでもあります。

住民が真に満足できるまちをつくっていくためには、まず、住民自身が地域のことを考え、必要な活動を決定・実施すること（自治）が必要であり、その上で、住民と行政が共働で取り組むことが重要なのです。

「自治協議会」はまちづくりのパートナー

本市は、住民による自治、そして住民と行政の共働によるまちづくりを推進するため、平成 16 年 4 月に「自治協議会制度」を創設し、「自治協議会」（p.9 参照）の設立を地域に提案してきました。

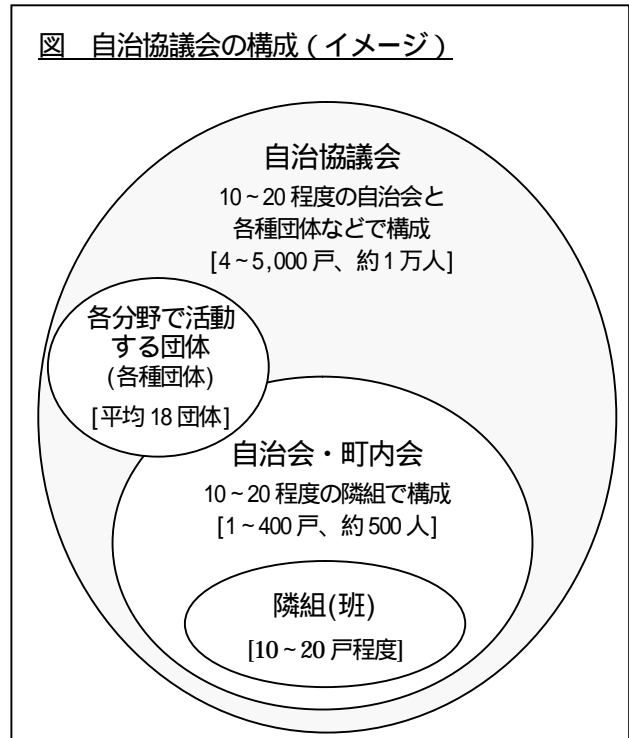
自治協議会は、「小学校区」を基本的な範囲として、自治会・町内会をはじめとするさまざまな団体が集まり、校区を運営していく“自治組織”です（右図参照）。平成 21 年 10 月現在、全市の約 97%（144/149 校区・地区）で設立され*2、さまざまな活動を行っています。

私たちと自治協議会は、「住みよいまちをつくる」という共通の目標を持つ、まちづくりのパートナーなのです。

*1) 共働 = 子どもも高齢者も、障がい者も健常者も、女性も男性もすべての人が、また、市民・地域コミュニティ・NPO・企業・大学・行政などあらゆる主体が、お互いの役割と責任を認め合い、相互関係・パートナーシップを深めながら（共生）知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして、共に汗して取り組み、行動すること（「福岡市新・基本計画」より）

*2) 自治協議会の設立は住民が話し合って決めるため、自治協議会が設立されていない校区もある

図 自治協議会の構成（イメージ）



地域の決定を大切に

補完性の原理（個人・家庭 地域 行政へ）

最近、「補完性の原理」という言葉が、新聞を始めさまざまな場面で登場しています。

補完性の原理とは、身の回りで発生する問題は、まず個人や家庭で解決し、個人や家庭で解決できない問題は、地域で対応する。それも不可能な問題は、行政が対応する というように、小さな単位で可能なことはまずそこにお任せし、不可能なことをより大きな単位で行うという考え方です。この考え方は、だれが、どのように問題を解決することが効果的・効率的かということを示しています。

「補完性の原理」は、地方分権を論じる場面でも使われます。その場合は、基本的には住民に近い機関である市町村が行政サービスを担い、サービスの対象が広域にわたるなど、都道府県や国が受け持った方が明らかに効率的な場合に限って、市から県、国へと実施主体を移すという意味になります。

福岡市のコミュニティ施策

「行政主導」から「住民主体」へ

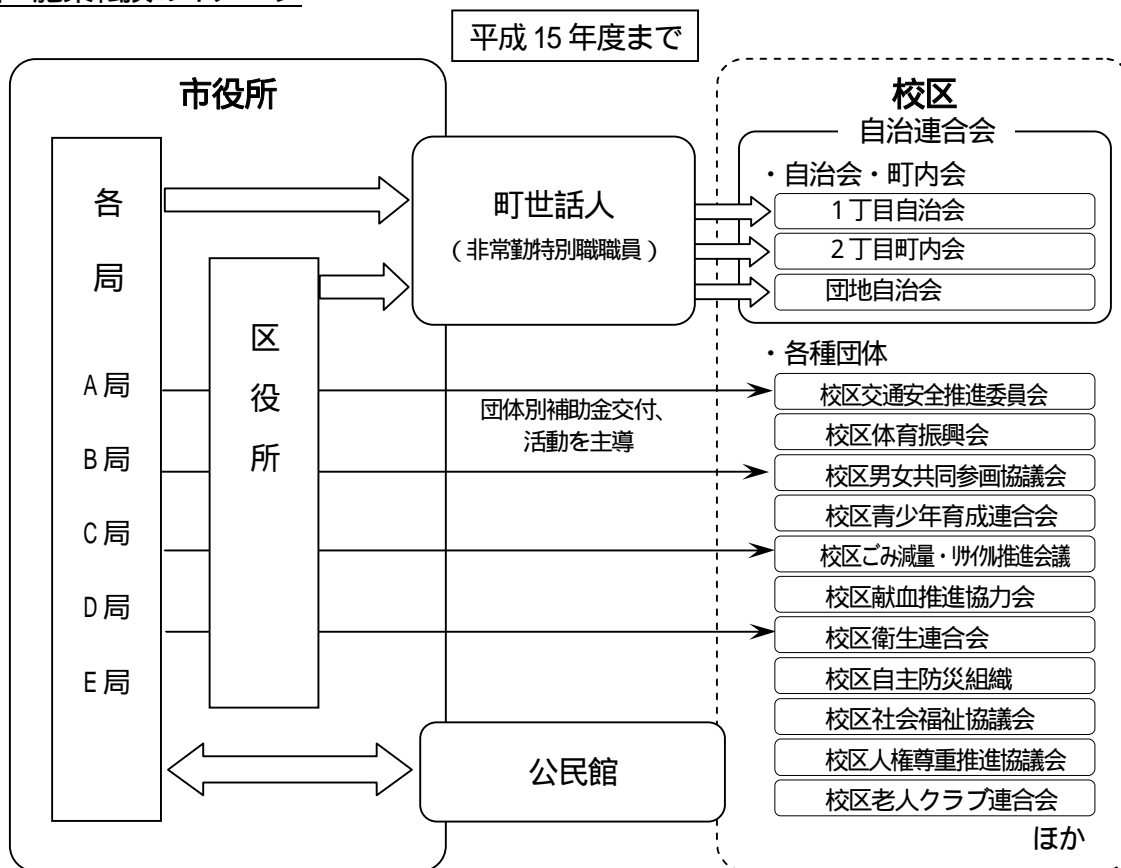
本市は、平成 15 年度まで、地域で平均 242 世帯に 1 人の「町世話人」を任用し、町世話人を通じて、住民への情報伝達などの業務を実施していました (p.13 参照)。

また、交通安全、体育振興、青少年の健全育成など、地域で取り組んでもらいたい分野については、市が、校区でそれぞれ組織化を図り、設立された団体 (各種団体 = 校区

議会等) に補助金を交付して、活動を主導していました。

しかし、住民による自治がこれまで以上に重要になってきたこと (p.1 参照) また、町世話人業務の中心だった広報物の配布を業者に委託できる環境が整ってきたことから、本市は、平成 16 年 3 月末で町世話人制度を廃止、4 月から自治協議会制度をはじめとした新たな施策を開始し、住民と共働でまちづくりに取り組むこととしました (下図参照)。

図 施策転換のイメージ



< 施策のあり方 >

市は、町世話人 (約 8 割が自治会・町内会長を兼務) を通じて、コミュニティに対し、情報伝達や協力依頼を実施 (上意下達)
 地域で取り組んでもらいたい分野については、個別に組織化を図り、活動を主導 (行政主導)
 市が施策を決定し、すべての地域で同じように推進 (一方的、全市一律)

これは、従来の「行政が地域の住民を主導し、全市一律に施策を推進する」というあり方から「地域の住民が主体となり、行政と共働でまちづくりを行う」というあり方への大きな転換だったと言えます。

本市が平成 16 年度に開始した施策は次のとおりです。

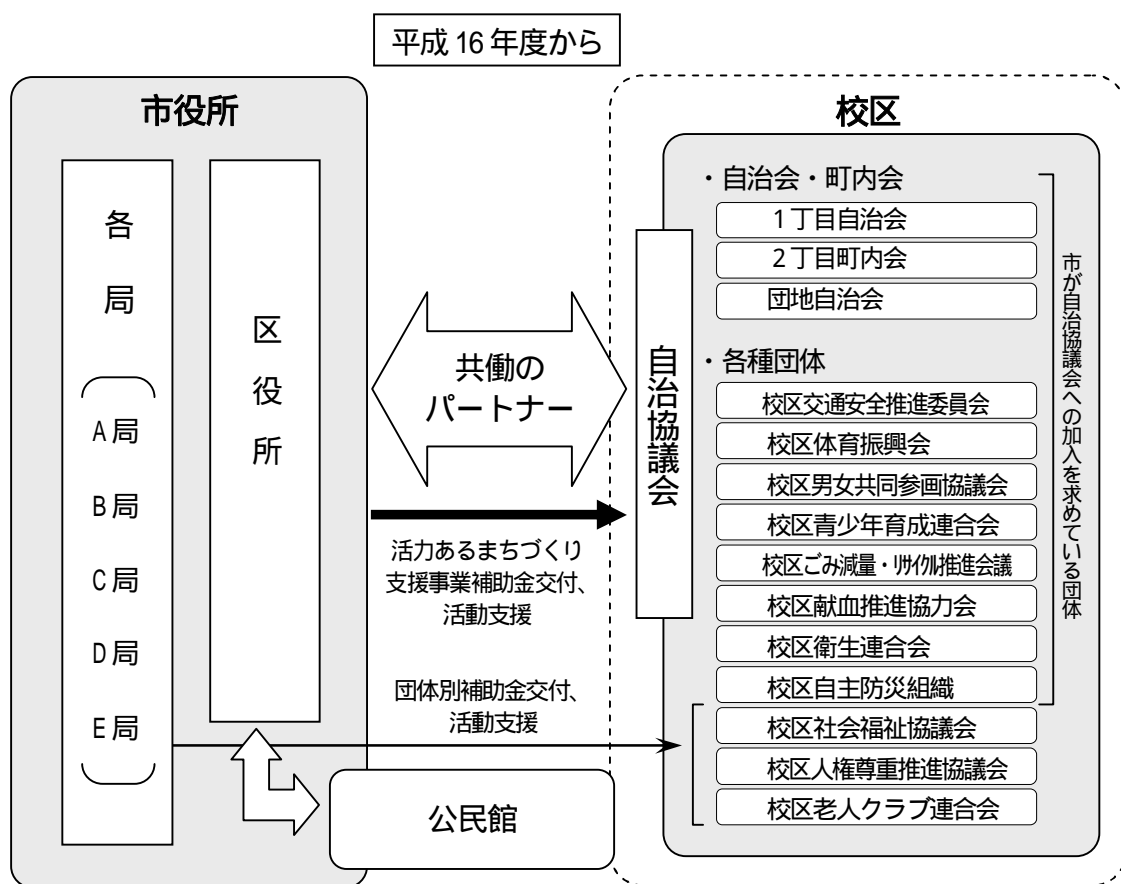
【平成 16 年度に開始した施策】

自治協議会制度を創設し、各校区に自治協議会の設立を提案 (p. 9 参照)

自治協議会が主体的に活用できる補助金(活力あるまちづくり支援事業補助金)を創設 (p.10 参照) コミュニティと向き合い、コミュニティを支援する窓口(コミュニティの総合窓口)として、各区役所に「地域支援部」を設置

組織変更により、現在、博多区以外では「区政推進部」となっている

地域支援部(区政推進部)に校区担当職員を配置(係長級、1人おおむね4校区を担当) 公民館を教育委員会から区役所へ移管し、コミュニティ支援の体制を強化 (p.12 参照)



< 施策のあり方 >

自治協議会をはじめとしたコミュニティと共働でまちづくりを推進〔共働、パートナー〕
 住民が自ら話し合い、主体的に活動を決定・実施〔住民主体、自治、自律〕
 「小学校区」を基本的な範囲とし、地域の実情に応じて施策を実施〔校区起点〕

コミュニティと真に共働する市役所へ

進展する地域の自治

現在、多くの校区で自治協議会が設立され、住民による自治が進んでいます。

校区全体で定期的に会合が持たれるようになり、住民が話し合って地域のことを決定する体制が整えられてきました。また、これまで校区内で別々に活動していた団体間の連携が進み、従来の団体を解消して「校区自治協議会子ども部」「環境部」などに再編し、校区全体で課題に取り組んでいこうとする動きも見られます。

一方、市では、校区担当職員の配置などにより、地域と向き合う体制づくりを進めてきました。しかし、各分野で実施している個別の事業については、まだ従来と同じような進め方をしているケースがあるのが現状です。

事業のあり方、進め方の見直しを

「市の方針を固めてから、地域の理解を求めよう」「地域に頼めば簡単だから、悪いけどお願いしてしまおう」そんな仕事の進め

方をしていませんか。

もちろん、ほかにどうしようもない場合もあるかもしれませんが、住民が「住みやすい」と感じられるまちをつかっていくためには、方針決定前の早い段階から地域と情報を共有し、十分に協議を行い、相手の考えを尊重しながら、地域の実情に合わせて事業を実施していくことが必要です。

また、自治協議会などの自治組織は、市の下部組織ではなく、「対等なパートナー」です。そのため、決定済みの事業を地域に「下ろし」たり、市の業務を当然のようにお願いしたりするやり方は、早急に改めなければなりません。

地域が変わりつつあるように、市役所も、新しいあり方へと変わっていかねばなりません。そのために、まずは、今、目の前にある業務から一つひとつ見直していくことが重要です。

庁内の連携、情報共有を進めよう

地域の方々があらゆる分野で活動してい

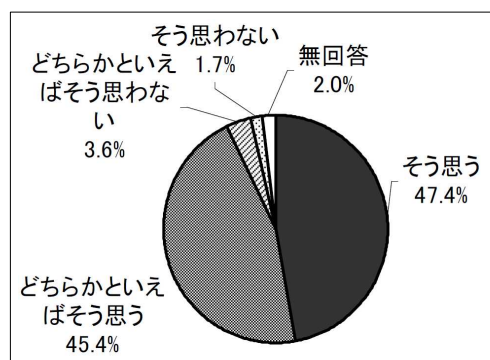
職員に聞きました

職員の皆さんのコミュニティに関する考え方や業務の状況を把握するため、平成21年8月に、全庁OA上で「コミュニティに関する職員アンケート（職員アンケート）」を行いました。その結果をご紹介します。

[調査の概要]

- ・対象者：市職員
- ・実施時期：平成21年8月
- ・実施方法：全庁OA上で実施
- ・回答件数：2,449/10,027

問 あなたは、住みよい地域をつくるために、コミュニティ活動は大切だと思いますか。



「コミュニティ活動を大切だと思うか」との問いに「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と答えた職員は92.8%にのぼっています。

る一方、市は、分野別・組織毎に事業を実施しています。この市組織の「縦割り」が、地域で混乱を引き起こすことがないように、地域支援課を中心に庁内が連携し、日常的に情報共有を行っていく必要があります。

新しい事業を行う場合や、初めて地域に出かける際は、ぜひ、地域支援課に連絡し、校区担当職員に一声かけましょう。また、地域に関して重要だと思われる情報を入手した場合は、校区担当職員にも伝えましょう。

校区担当職員は、いわば地域と市をつなぐ「コーディネーター」です。各部署が事業を行う際に、地域側の窓口となる人を紹介したり、情報提供や助言、地域との調整を行ったりして、施策の推進に協力しています。

もちろん、校区担当職員が校区の情報をすべて把握している訳ではありませんし、所管部署の代わりに事業を行うわけでもありませんが、各部署がバラバラに動いては、市に対して不信感をもたれることにもなりかねません。庁内が連携しながら、全庁で地域と向き合っていくことが重要です。

地域支援課の組織

地域支援課は、各区の区政推進部（博多区は地域支援部）に所属しています。組織の概要は、下図のとおりです。

中央区は「地域振興・支援課」として、スポーツ振興や交通安全など、個別分野の施策推進も担当しています。

地域支援課

校区担当職員をおおむね4校区に1人配置し、自治協議会を中心としたコミュニティの運営や活動を支援している。(7区で36人)

公民館への助言・指導及び公民館との連絡調整を行っている。

< 主な業務内容 >

- ・自治協議会等の運営・活動の支援
- ・公民館の運営、連絡調整

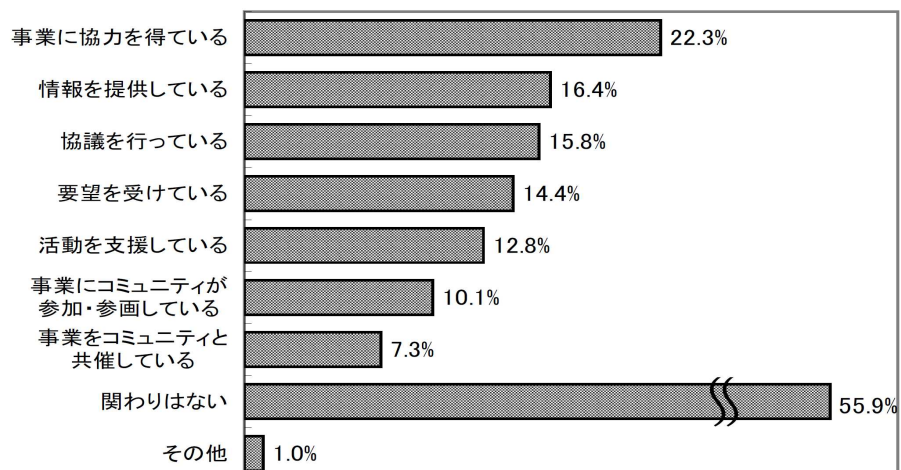
公民館

各小学校区に1館ずつ設置され、住民の生涯学習及びコミュニティ活動を支援している。

問 あなたは、現在担当している職務において、コミュニティとかわりがありますか。(複数回答)

現在、業務を行う上でコミュニティと何らかのかわりを持っている職員は、約44%でした。

また、回答者全体の22.3%が、「事業に関し、コミュニティの協力を得ている」と回答しています。



さあ、仕事の進め方を見直そう

地域との共働は、特定の部署だけの課題ではありません。住民と向き合いながら必要な事業を進めることは、行政職員にとっての「原点」であり「当然のこと」です。

こうした視点から、担当業務をもう一度見直してみましょう。ポイントは次の3つです。

ポイント1 住民の意思を十分に尊重していますか？

本市は、地域と関係しながら多くの事業を行っています。これらの事業は、大きく、ハード整備などの「市が主体となって実施する事業」と、補助金の交付などの「住民の主体的な活動を市が支援する事業」に分けられます。自分の担当事業がどちらに当たるのか、改めて考え、それぞれ次の方向で取り組みましょう。

1) 市が主体となって実施する事業

一方的・全市一律に内容を決定し通知するのではなく、地域の実情に合わせ住民の意思を十分に尊重しながら実施するよう事業内容や進め方を見直しましょう。

2) コミュニティの活動を支援する事業

活動の主体はコミュニティであることをしっかりと認識し、市の意向を押し付けることがないよう徹底しましょう。

また、地域から相談や提案を受けた時は、じっくり話を聞きましょう。そして、どうすれば地域が課題だと思っていることが解決できるのか、一緒に考えましょう。

ポイント2 市が行うべきことを、安易にお願いしていませんか？

本市は、各分野で事業を実施する際、自治協議会や自治会・町内会などに多くの「お願い」をしています。

しかし、自治協議会等は住民による自治のための組織であり、市の「下請け」ではありません。会長さんたちは、善意で私たちの業務に協力してくれていますが、「負担が大きい」と感じている人は多く、そのことが後継者不足の原因にもなっています。

このことをきちんとわきまえ、安易にお願いをしないこと、また、現在お願いをしている場合は、本当にそれが必要なのか、もう一度考えてみる必要があります。

いわゆる「お願い」は、詳細に見ると「市の事業への協力依頼」「情報提供」「市の事業への参加・参画の提案」に分けられます。まず、自分が行っているものが、そのどれに当たるのかを明確にしましょう。その上で、次の見直しを行いましょう。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1) 協力依頼 | 抜本的な整理・削減を図る |
| 2) 情報提供 | 地域に役立つものに限定し、より分かりやすい形に改善する |
| 3) 提案 | 市の意向を押し付けることがないよう徹底する |

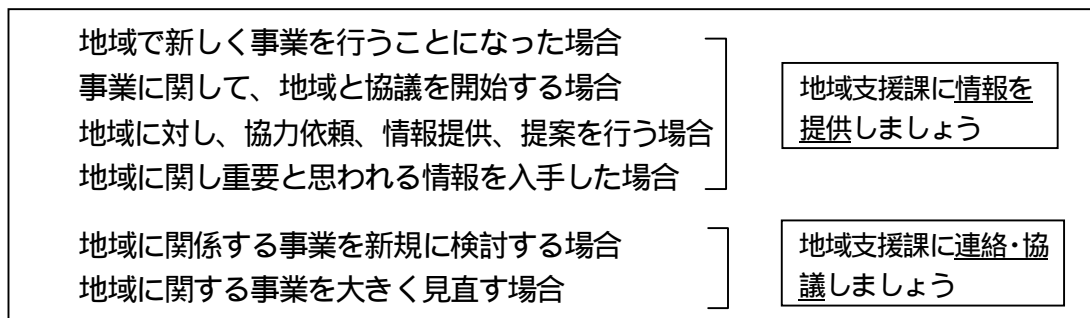
住民に情報を周知したい場合に、自治協議会にチラシの配布を依頼しているケースが多く見られます。他の広報手段への変更を積極的に検討しましょう。

さらに詳しい内容は、平成 21 年 5 月 1 日付け市コ第 113 号「コミュニティと真に共働する市役所の実現に向けた取り組みの実施について（依頼）」をご覧ください。

ポイント3 地域支援課や関係部署と連携していますか？

地域では、常に、市役所の複数の部署が、自治協議会や自治会・町内会の会長さんと協議を進めています。

市役所の縦割りを地域に持ち込まないため、また、地域の状況を事前に把握するためにも、特に次の場合は、必ず各区の地域支援課（全市対象の事業については、市民局コミュニティ推進課）に連絡を取るようにしましょう。



また、「 課はこの話を知らないかも」「知らせておいた方がいいかも」と思った時は、迷わずその部署に連絡しましょう。そうすることで、庁内の連携が生まれ、互いに情報を「知らせる」「知らせてもらう」関係ができてきます。これは、地域との関係の上ではもちろん、事業を推進する上でも、きっとプラスになるはずです。

職員に聞きました

お住まいの校区・町内で
地域活動に参加してみませんか？

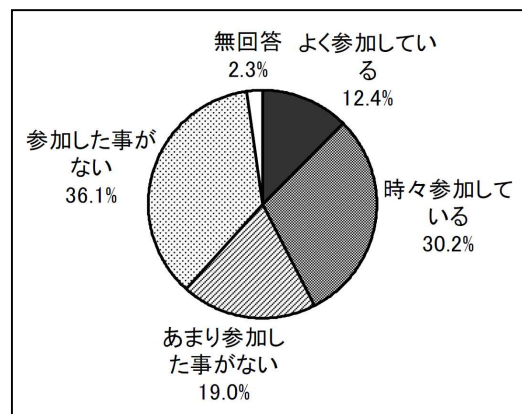
職員の間で、時々、「PTAがきっかけで地域活動に参加するようになって…」といった話を耳にします。最初は緊張するかもしれませんが、一度やってみると、地域活動は楽しいものです。

職員の皆さんも、住んでいる校区・町内では、その地域の一員です。自分のまちをもっとよくするためにも、興味がある活動に参加してみませんか？

住民の目でまちづくりを考えることは、職員として、地域と向き合う第一歩にもなります。「できる範囲」で大丈夫。ちょっとだけ踏み出してみませんか。

また、地域活動に対する職場の温かい雰囲気づくりも大切です。

問 あなたは、過去2年間に、お住まいの地域でコミュニティ活動に参加したことがありますか。



職員アンケートによると、「よく」または「時々」地域活動に参加している人は42.6%。また、役員経験者も28.3%に上っています。

1 地域で活動する団体

(1) 自治協議会

自治協議会の概要

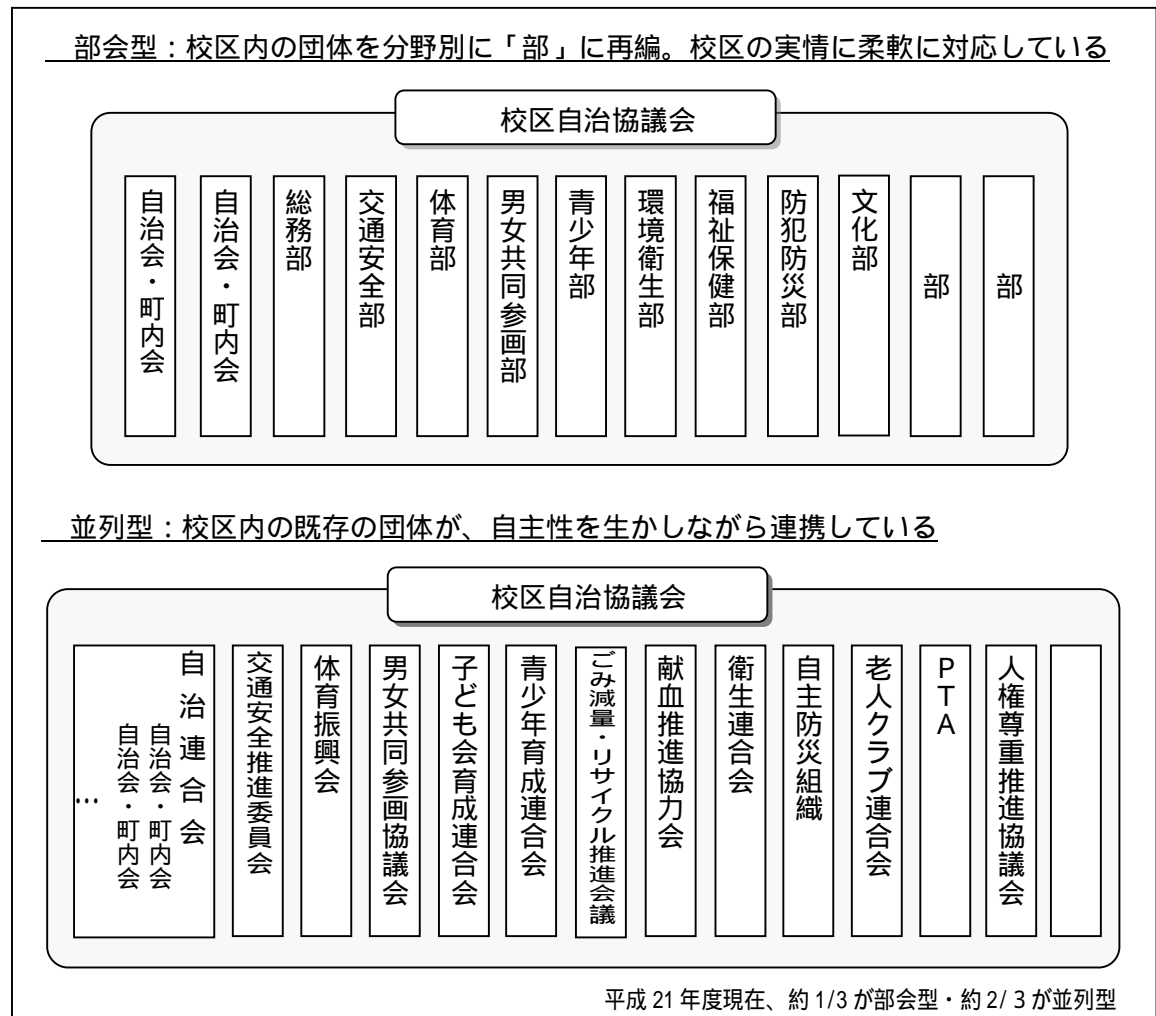
おおむね小学校区を単位として、防犯・防災、子ども、環境、福祉などさまざまな事柄について話し合いながら、校区を運営する自治組織。校区内の自治会・町内会や、それまで個別に活動していた各種団体をはじめとしたさまざまな団体で構成されている。「自治協議会」以外の名称を使っている校区もある。

自治協議会設立校区・地区数	144 / 149 校区・地区 博多小学校区は旧4校区で計上
構成団体数	平均 33.9 団体
自治会・町内会	平均 15.4 団体 一部、自治協議会に未加入の団体もある
自治会・町内会以外の必須加入団体	平均 7.8 団体(必須加入団体はp.10 - イ参照)
必須加入団体以外の団体	平均 10.7 団体
年間予算額	平均 483 万 3 千円*

平成 21 年 9 月 1 日現在。* は平成 18 年度「自治協議会等アンケート」による数字

自治協議会の組織

校区によって異なるが、大きく「部会型」「並列型」に分けられる。



自治協議会の設立要件（自治協議会に関する要綱第2条）

次の要件を満たす場合に、届出に基づき、区長が「自治協議会」として登録する。

- ア 組織及び運営に関し、次の要件を備えた規約を有すること
 役員の民主的な選出 協議による意思決定 自主財源の確保
 事業計画・予算作成および執行の透明性 会計処理の透明性
- イ 次に掲げる団体（必須加入団体）を含む多くの団体で構成されたものであること
 校区内のおおむね8割以上の自治会・町内会
 以下の8つの各種団体（組織されている場合のみ）
 校区交通安全推進委員会、校区体育振興会、校区男女共同参画協議会
 校区青少年育成連合会、校区ごみ減量・リサイクル推進会議、
 校区献血推進協力会、校区衛生連合会、校区自主防災組織

市と自治協議会の関係

市は、自治協議会に対し、地域支援課や公民館を通じた情報提供・助言、補助金（活力あるまちづくり支援事業補助金）の交付などを行っている。また、自治協議会の約60.4%が、公民館内に事務スペースを有している（平成21年9月1日現在）。

【活力あるまちづくり支援事業補助金】

自治協議会が、校区の実情に合わせて事業を組み立てることができる補助金。従来、校区の団体毎に交付していた9つの補助金を統合し、自治協議会制度の開始と同時に創設した。

平成20年度から一部見直し。以下は見直し後の内容（以前の限度額は4区分で200～300万円）

< 補助対象事業 >

(1) まちづくり基本事業

- 安全・安心に関する事業（交通安全、防災及び防犯）
- 子どもに関する事業（子どもの健全育成・非行防止）
- 環境に関する事業（環境美化及びごみ減量・リサイクル推進）
- 健康に関する事業（健康づくり及び集団献血）
- スポーツに関する事業（スポーツ・レクリエーション）
- 男女共同参画に関する事業

まちづくり基本事業＝住みよいまちをつくるために必ず実施しなければならない、まちづくりの基本となる事業。補助金の交付を受ける自治協議会は、すべて実施する必要がある。

(2) 校区で自主的に取り組まれる(1)以外の公益的な事業

地域の活性化や課題解決につながる事業

< 補助対象経費 >

- ・事業費（補助対象事業の実施に要する経費）
- ・運営費（自治協議会の運営に要する経費） ただし役員等の手当は補助対象外

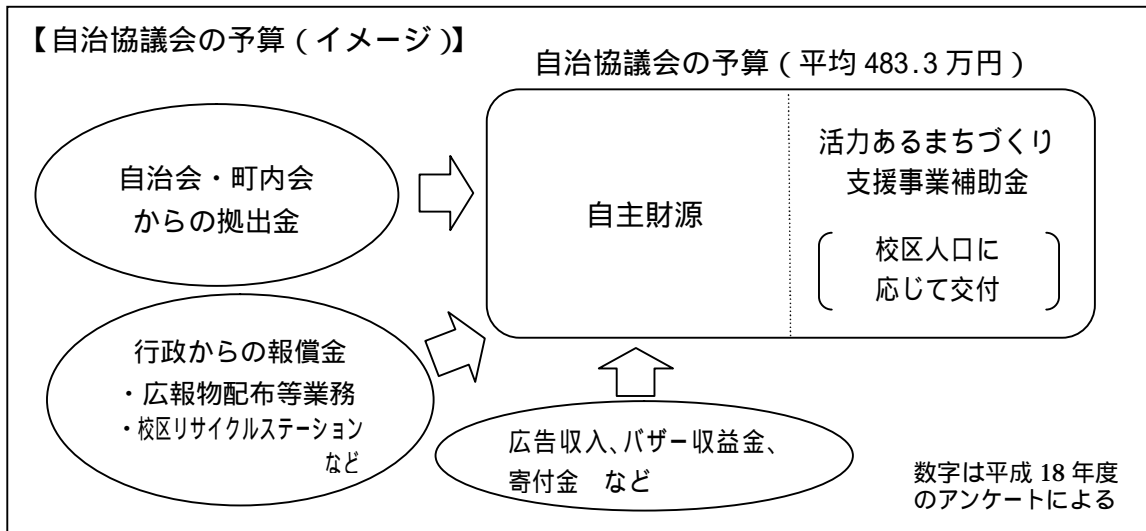
< 補助金限度額(人口に応じ設定) > 「運営費」は交付を受ける補助金の額の1/3まで

人口	2,000人 以下	2,001人 ～5,000人	5,001人 ～10,000人	10,001人 ～15,000人	15,001人 以上
補助金限度額	230万円	270万円	310万円	340万円	370万円

自治協議会の予算

自治協議会の予算は、大きく自主財源(自治協議会が独自に確保している財源)と市からの補助金(活力あるまちづくり支援事業補助金)で構成されている。

「自治協議会等アンケート」(平成18年度)によると、自治協議会の平均の年間予算額は、483万3千円。主な自主財源は「自治会・町内会からの拠出金」「行政からの報償金」「広告収入、バザー等の収益金、寄付金等」である。



(2) 自治会・町内会

一定地域を単位として、住民の福祉向上や住民相互の連帯感の醸成を図ることを目的に組織された住民の自治組織。町内住民の相互親睦、福祉増進などの活動(清掃、資源物回収、子ども会、夏祭り、敬老会等の行事など)を行っている。

自治会・町内会数	全市で2,272団体(平成21年4月現在)
加入世帯数(未加入世帯数)	平均269.8世帯(平均27.1世帯)*
年間予算額	平均158万6千円*
自治会・町内会費の額	平均456.1円/世帯・月*

* は平成18年度「自治会・町内会アンケート」による数字

(3) その他、コミュニティで活動する団体(多くの地域で設立されている団体)

< 小学校区単位の団体 >

自治協議会に必ず加入している団体(自治会・町内会以外の必須加入団体)

交通安全推進委員会、体育振興会、男女共同参画協議会、青少年育成連合会、ごみ減量・リサイクル推進会議、献血推進協力会、衛生連合会、自主防災組織

その他の団体(必須加入団体以外の団体。自治協議会加入の有無は校区により異なる)

校区社会福祉協議会、人権尊重推進協議会、老人クラブ連合会、小学校PTA、子ども会育成連合会、校庭開放運営委員会、ふれあいネットワーク校区推進会、学校体育館開放運営委員会 など

< 小学校区単位以外の団体 >

中学校PTA、老人クラブ、子ども会、子育てサロン、公園愛護会、消防団、防犯組合、ふれあいサロン、食生活改善推進員協議会、まちづくり協議会 など

2 校区にある施設

(1) 公民館（市の施設）

社会教育法第 21 条の規定に基づき、市が設置している施設。「住民の生涯学習及び地域コミュニティ活動を支援することにより、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」(福岡市公民館条例第 1 条)ことを目的に、各小学校区に 1 館ずつ設置している(一部新設校区等を除く)。

平成 15 年度までは教育委員会が所管していたが、コミュニティ支援事業と生涯学習事業の一体的な推進を目指して、平成 16 年度に区役所へ移管した。

なお、自治協議会の約 60.4%が、公民館内に事務スペースを有している(平成 21 年 9 月 1 日現在)。

< 公民館の概要 >

設置目的： 住民の生涯学習及び地域コミュニティ活動を支援することにより、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する

設置数： 148 館(うち 3 館は分館)

開館時間： 午前 9 時～午後 10 時

延床面積： 84～150 坪(277～496 平方メートル)

設備： 講堂、学習室、和室、児童等集会室、地域団体室など

< 公民館の事業内容 >

学習機会の提供

- ・基本事業(人権問題学習講座、子どもの健全育成関連事業)全公民館で実施
- ・地域人材育成事業(地域活動ボランティア養成講座、地域リーダー育成講座など)
- ・地域の実態に即した事業・社会の動向に対応した事業
(安全・安心まちづくり講座、男女共同参画学習講座、環境問題学習講座、高齢者地域参画支援講座など)
- ・家庭・地域の教育力向上関連事業
(家庭教育学習、乳幼児ふれあい学級、子育てサポーター養成講座など)

施設提供等(施設の貸出、図書・機材貸出など)

グループ・サークルの育成

自治協議会等の支援

コミュニティづくりに向けた自治協議会活動が円滑かつ効果的に行われるよう、公民館が持つ本来的な機能をもって、必要に応じて、次のような支援を行う。
人材育成支援、施設提供、情報提供、事業の企画実施等に関する相談への助言

自治会・町内会が独自に設置している集会施設の中にも、「公民館」という名称を使用しているものがある。(p.13 参照)

(2) 老人いこいの家（市の施設）

高齢者の教養の向上や相互親睦などの場として、市が各小学校区に1か所ずつ設置している施設（72か所が公民館との複合施設）。利用時間は午前9時から午後5時までで、市内に住むおおむね60歳以上の人が利用できる。一定要件のもと子育て支援にも利用可能。

(3) その他、市の施設

地域によっては、市が「空港周辺共同利用会館」（全17館。東区5館、博多区12館）や「人権のまちづくり館」（全10館）、市立集会所（35か所）などを設置している。なお、空港周辺共同利用会館内に事務スペースを有している自治協議会もある。

地域集会施設（市以外の施設）

住民の集会や交流活動に利用するため、自治会・町内会が独自に設置・管理している施設。「集会所」「会館」「公民館」などの名称が多い。

「自治会・町内会アンケート」（平成18年度）によると、「集会施設を所有している」と回答した自治会・町内会は45.9%となっている。

3 町世話人制度（平成16年3月廃止）

「市民の福祉を増進し、市政の円滑なる運営を図る」ことを目的に、昭和28年6月制定の「福岡市町世話人規則」により開始した福岡市独自の制度。同制度により委嘱された「町世話人」は、当初は「諸証明の副申」「徴税令書・納付書等の配布及び収集」「町内居住者台帳の調査整備」などの行政事務の補助的な業務を含め、30を超える業務を担っていた。

その後、業務の見直しを経ながらも「市民の暮らしと市を結ぶパイプ役」として50年間にわたって貢献してきたが、業務の中心だった市政だより等の配布を業者に委託できる環境が整ってきたことなどから、平成16年3月末をもって廃止した。

< 町世話人の概要 >

- ・身分：福岡市非常勤特別職職員
- ・任期：2年（再任可）
- ・報酬：月額160円/世帯
- ・人数：2,573人（約8割が自治会・町内会長を兼務）
- ・平均受持世帯数：242世帯（平成15年9月1日時点）

< 町世話人の業務内容（制度廃止時）>

- ・広報に関する事務（市政だより、市議会だより、その他広報物の配布）
- ・防災に関する事務（災害発生状況の調査、被災状況調査等）
- ・衛生に関する事務（保健・衛生関係書類等の配布）
- ・特に指示する調査に関する事務（受持世帯数調査、各種統計調査）
- ・その他、市民に関係ある事項の周知徹底（選挙公報配布等）

4 「コミュニティの自治」「コミュニティと市の共働」に向けた歩み

年月	主な内容
平成 12 年 4 月	福岡市経営管理委員会が「DNA 2002 計画」を提言 「コミュニティの自律経営」という概念が初めて示された。
平成 13 年 12 月	市が「コミュニティの自律経営指針」を策定 「DNA 2002 計画」を受け、「自律経営に向けた『地域コミュニティの取り組み』『行政の取り組み』のあり方」を示した。「コミュニティ施策の大転換」といえる内容で、「地域コミュニティを支える自治連合会等の自治組織を『市民自治』の担い手として位置づけ、行政のパートナーとして連携を強化するとともに、町世話人制度についても段階的に業務内容等の見直しを行っていく」ことなどを盛り込んでいる。
平成 15 年 3 月 3 月	コミュニティ自律経営市民検討委員会が「コミュニティの自律経営推進に関する提言」を提言 市民と行政の連携方策や、コミュニティの活性化策、町世話人制度の抜本的な見直しを行う必要性などが示された。 「福岡市新・基本計画」を策定 「共働」の概念を定義（p.2 参照）
平成 16 年 3 月	町世話人制度を廃止
平成 16 年 4 月	自治協議会制度がスタート、各区に地域支援部を設置 ～市の提案を受け、各校区で自治協議会を設立～
平成 18 年 10 月	「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」が検討を開始 平成 16 年 4 月に開始した新たなコミュニティ施策の成果・課題の検証及び今後のコミュニティに関する施策のあり方の検討を開始。
平成 20 年 10 月	「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」が最終提言を市に提出 真に住みよいまちをつくっていくために目指すべき姿として、「コミュニティにおいて自治が行われている」「コミュニティと市が共働している」の 2 つの姿（裏表紙参照）が整理され、今後の取り組みの方向が示された。
平成 21 年 4 月 4 月 8 月	「コミュニティの自治の確立」「コミュニティと市の共働」に向け、本格的な取り組みを開始 「福岡市『コミュニティとの共働』推進本部」を設置（本部長を市長とする） 「福岡市コミュニティ施策推進委員会」を設置（外部委員を中心に構成）

「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」最終提言で示された
「目指す姿」

平成 18 年度から本市のコミュニティ施策のあり方を検討してきた「福岡市コミュニティ施策のあり方検討会」(学識経験者、自治協議会会長等で構成)は、2 年間にわたる議論を経て、平成 20 年 10 月に最終提言を取りまとめました。その中で、「目指す姿」として、目指すべき地域の姿、コミュニティと市の関係のあり方が、次のように整理されています。この姿の実現に向けて、地域とともに取り組んでいくことが重要です。

コミュニティにおいて自治が行われている

地域の課題を解決し住みよいまちをつくるため、小学校区(校区)を基本的な単位として、自治協議会を中心に、自分たちの地域のことを話し合い、必要な活動を決定・実施している。

自治会・町内会が、多くの住民の加入を得て活発に活動し、自治協議会を中心とした校区のコミュニティづくりを支えている。

自治協議会、自治会・町内会の情報が広く住民に公開され、透明性が確保されている。また、住民の理解と合意の下、公正で民主的な運営が行われている。

コミュニティと市が共働している

コミュニティと市が、互いを認め合い、信頼し合う、対等なパートナーとしての関係を築いている。

「住みよいまちをつくる」という共通の目標に向け、コミュニティと市が話し合い、それぞれの役割と責任を果たしながら、知恵と力を合わせて取り組んでいる。

市は、コミュニティの自治の確立に向けて各種の施策を実施するとともに、自治のもとでコミュニティが行う活動に対し、必要な支援(コミュニティだけでは対応が難しい事項に関する支援など)を行っている。

地域との共働の手引

平成 21 年 11 月

発行：福岡市市民局(コミュニティ推進部コミュニティ推進課)

電話：092-711-4286(内線 1719)

FAX：092-733-5595